

介護労働者設備等導入奨励金

(旧・介護労働者設備等整備モデル奨励金)

奨励金の概要

介護サービスの提供事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合に、**介護福祉機器の導入費用の1/2** (上限300万円) を支給します。奨励金を受けるには、あらかじめ「導入・運用計画」を作成し、都道府県労働局の認定を受けることが必要です。

支給までの流れ

① 導入・運用計画の作成・提出

提出期間内に本社の所在地を管轄する都道府県労働局(※)へ提出

※ハローワークに提出できる場合もありますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

② 認定を受けた導入・運用計画に基づく介護福祉機器の導入・運用

③ 介護福祉機器の導入効果の把握

(一定の導入効果がなければ奨励金は支給されません)

④ 計画期間終了後1カ月以内に奨励金の支給申請

本社の所在地を管轄する都道府県労働局(※)へ提出

※ハローワークに提出できる場合もありますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

⑤ 奨励金の支給(導入費用の1/2【上限300万円】)



奨励金の支給対象となる事業主の要件

◎以下の全てに該当する事業主であることが必要です。

- 介護サービス（※1）の提供を業として行う事業主であること（他業種との兼業も可）
- 雇用保険の適用事業主（企業単位）であること
- 「介護労働者雇用管理責任者（※2）」を選任し、事業所内に周知を図っていること
- 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿などの法定帳簿類を備え、都道府県労働局の要請により提出できること
- 都道府県労働局が行う審査や必要に応じ実施する現地確認に協力すること
- 導入・運用計画の提出日の6カ月前から、事業主都合で労働者を解雇（勧奨等退職を含む）していないこと
- 労働保険料を滞納したことがないこと
- 過去3年以内に助成金の不正受給を行っていないこと
- 過去に介護労働者設備等導入奨励金（旧：介護労働者設備等整備モデル奨励金を含む）の支給を受けた場合は、その累計額が300万円未満で、前回の支給決定日を過ぎていること。その累計額が300万円以上の場合、最後の支給決定日の翌日から3年経過していること
- 本奨励金と同一の理由により、他の助成金を受給していないこと
- 過去に労働関係法令に違反したことがある場合は、送検処分を受けていないこと。また、行政機関の是正指導を受けて改善していること

※1 奨励金の対象となる介護サービス

都道府県が指定・監督

【介護給付サービス】

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・老人訪問介護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・介護福祉施設サービス
- ・介護保健施設サービス
- ・居宅介護支援

【予防給付サービス】

- ・介護予防訪問介護
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防老人訪問介護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所介護
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護

市町村が指定・監督

【介護給付サービス】

- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【予防給付サービス】

- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・介護予防支援

その他サービス

- ・障害福祉サービス
- ・地域活動支援センターで行われる入浴、排せつ、食事等の介護および機能訓練
- ・知的障害児施設で行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・知的障害児通園施設で行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・盲ろうあ児施設で行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・肢体不自由児施設で行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・重症心身障害児施設で行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・身体上または精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者の居宅で行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話
- ・その他、厚生労働大臣が定める福祉サービスまたは保健医療サービス

- 身体障害者更生援護施設（平成18年10月1日改正前の身体障害者更生施設、身体障害者療養施設、身体障害者授産施設に限る）、知的障害者援護施設（平成18年10月1日改正前の知的障害者更生施設、知的障害者授産施設に限る）については「平成18年厚生労働省令第169号第25条」により、平成23年度末までの経過措置が終了するまでは適用されることが定められています。

※2 介護労働者雇用管理責任者とは

「介護労働者の雇用管理の改善への取り組み」「介護労働者からの相談への対応」「その他介護労働者の雇用管理の改善等に関する事項の管理業務」を担当する方です。これらの取り組みにより、介護労働者にとって魅力ある職場づくりのお手伝いをする役割を担います。事業所ごとに「介護労働者雇用管理責任者」を選任し、氏名を掲示するなど、従業員に周知・活用してください。

① 導入・運用計画を作成し、労働局に提出してください。

★様式1号・1号別紙に沿って、導入・運用計画を作成してください。

● 計画期間

3カ月～1年 ※計画開始日は、最初に介護福祉機器を導入する月の初日になります

● 計画の提出期間

計画開始日からさかのぼって、**6カ月前～1カ月前**

● 計画の概要

導入・運用計画には、以下の項目を盛り込む必要があります。

導入する介護福祉機器

導入機器の使用を徹底するための
研修に関する事項

導入機器の使用方法を職場内に伝える
ためのシステムの構築に関する事項

介護技術に関する身体的負担軽減
を図るための研修に関する事項

導入機器のメンテナンス方法など

導入効果の把握方法など

● 対象となる介護福祉機器

介護労働者が使用することにより、直接的に身体的負担の軽減を
図ることができ、労働環境の改善が見込まれるもので、

1品10万円以上であること

1. 移動用リフト

※立位補助機（スタンディングマシン）を含む
※移動用リフトと同時に購入したスリングシートを含む

5. 特殊浴槽

※リフトと共に稼働するもの、側面が開閉可能なもの
同時に購入した入浴用担架や入浴用車いすを含む

2. 自動車用車いすリフト

※福祉車両の場合は、本体を除いたリフト部分のみ

6. ストレッチャー

7. シャワーキャリー

3. ベッド

※傾斜角度、高さが調節できるもの。マットレスは除く

8. 昇降装置 ※人の移動に使用するものに限る

4. 座面昇降機能付車いす

9. 車いす体重計

◆ただし、次に該当する場合は対象外です。

- 要介護者が購入・賃借する機器
- 事業主が私的目的で購入した機器
- 事業主以外の名義の機器
- 現物出資された機器
- 商品として販売・賃貸する目的で購入した機器
- 原材料
- 取得後、解約・第三者に譲渡した機器
- 支払事実が明確でない機器

- 国外で導入された機器
- 資本的・経済的関連性がある事業主間の取引による機器
- 配偶者間、1親等間、法人とその代表者・代表者の配偶者間、代表の1親等の親族間、法人とその取締役間、同一代表者の法人間の取引による機器
- 同じ機器で他の助成金をすでに受給した場合
- 1年以上にわたり反復して更新することが見込まれない契約により賃借した機器

機器導入前にアンケートを実施

★導入効果の把握のために必要です！

介護福祉機器の導入前に、**介護労働者の身体的負担**などについてアンケート調査を**必ず**実施していただきます。このアンケート調査の結果は、計画期間終了後、**この奨励金の支給要件の一つとなっている「導入効果」を把握するために必要となるものです。**

また、支給申請時に提出していただく「介護福祉機器導入効果報告書」には、導入効果を把握するためのアンケートを実施したことの確認や機器の導入・運用に関する評価を記入する欄があり、これを記入する「**労働者の過半数を代表する者**」を計画開始日までに選任してください（選任届・委任状の様式例あり）。

●支給対象となる費用

★以下の合計（税込）の1/2の額（上限300万円）

介護福祉機器の導入費用

保守契約費（保守契約を締結した場合）

機器の導入・設置に直接必要な工事費

機器の使用を徹底させるための研修費

介護技術に関する身体的負担軽減を図るための研修費
（一定の資格を有する者（※）を講師とする場合、講師への謝金も対象となる。）
※医師、介護福祉士、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、機能訓練指導員、
「あん摩マッサージ指圧師、准看護師、柔道整復師であって運動療法機能講習会を修了した者」

- 介護福祉機器を賃借する場合は、計画期間内に支払った費用のみ
- 介護福祉機器を購入し、分割で支払う場合（金融機関などから借り入れた購入費用を分割返済する場合を含む）は、計画期間に支払いが完了した分のみ（利息を含む）
- 保守契約に関して、計画期間を超えて締結する場合は、計画期間内に相当する額（月割・年割などで計算）

●提出書類

以下の書類を本社の所在地を管轄する労働局に提出してください。

※ハローワークに提出できる場合もありますので、労働局にお問い合わせください。

- 1. 「導入・運用計画（変更）書」（様式第1号・1号別紙）
- 2. 「介護福祉機器設置・整備申告書」（様式第2号）
- 3. 介護関係業務を行っている事業主であることを確認するための書類（介護保険指定通知書、登記事項証明書など）
- 4. 「介護労働者雇用管理責任者」の選任・周知している書面（様式例あり）
- 5. 介護福祉機器のカタログ、価格表、見積書
- 6. 導入効果の把握に関する書類（介護労働者へのアンケートの様式など）
- 7. その他管轄労働局長が必要と認める書類



労働局が導入・運用計画を審査します

都道府県労働局では、次のような認定基準に照らして審査します。

- 介護福祉機器の導入、適切な運用により労働環境を改善し、それが介護労働者の雇用管理の改善につながる計画内容であること。またその計画の実施により、介護労働者の身体的負担軽減などに一定の効果が見込まれること
- 計画内容が明確・具体的であり、実効性が高いと判断されること
- 導入機器が事業所の実情に即し、労働環境の改善に必要なものと認められること
- 奨励金の支給終了後も、引き続き、その介護福祉機器の使用が見込まれること

計画が適切だと認められる場合は、事業主の方へ「認定通知書」（様式第3号）により通知します。

② 認定された導入・運用計画に基づき、介護福祉機器の導入・運用などを行ってください。

計画期間中～支給申請日までは、特に以下のことに気をつけてください。

●介護労働者の雇用管理改善に努める

- 計画に変更が生じるときは、その2週間前までに導入・運用計画変更書（様式第1号）を提出する
- 請求書、領収書、納品書などを保管する（支給対象部分の金額が確認できるもの）
- 分割払いの場合は、支給対象部分の費用の支払い計画を立てること（対象外部分を除く）
- 奨励金の支給終了後も、引き続き、介護福祉機器の使用を予定する
- 機器の販売者に「販売・賃貸証明書」（様式第9号）の記入・押印をもらう
- 計画期間終了後に導入効果を把握する
- 支給申請日までに事業主都合の解雇などをしない
- 他の助成金の不正受給をしない
- 労働関係法令に違反しない

③ 介護福祉機器の導入効果を把握してください。

計画期間終了後にアンケートを実施

機器の導入前と計画期間終了後、それぞれ実施したアンケート結果に基づき、導入効果を測定・評価します。

導入効果は、「機器の導入前」と「計画期間終了後」のそれぞれに実施する、介護労働者の身体的負担等についてのアンケート調査の結果に基づき、①身体的負担が大きいと感じている職員数の改善率と②身体的負担軽減に資する作業方法が徹底された職員数の改善率で評価します。

この評価の結果、①、②それぞれの率が60%以上で、他の要件も満たす場合は奨励金の支給対象となります。

また、事業主は、計画終了時に、計画期間の初日までに選任した労働者の過半数を代表する者に、導入効果を把握するためのアンケート調査などを実施したことの確認や機器の導入・運用に関する評価を「介護福祉機器導入効果報告書」(様式第8号)に記入してもらいます。

④ 奨励金の支給申請手続きをしてください。

● 支給申請期間

★ 計画期間終了後 1 カ月間

● 提出書類

以下の書類を本社の所在地を管轄する労働局に提出してください。

※ハローワークに提出できる場合もありますので、労働局にお問い合わせください。

- 1. 「支給申請書」(様式第7号)
- 2. 「介護福祉機器導入効果報告書」(様式第8号)
- 3. 「介護福祉機器設置・整備申告書」(様式第2号)(写)
- 4. 「導入・運用計画認定通知書」(様式第3号)(写)
- 5. 「介護福祉機器販売・賃貸証明書」(様式第9号)
- 6. 「介護労働者雇用管理責任者」に変更があった場合、その選任・周知の書面
- 7. 導入した介護福祉機器の内容がわかる書類〔売買契約書(請求書及び領収書)、納品書、賃借契約書、保守契約書、パンフレット、事業所内で撮影した機器の写真など〕
- 8. 研修・講習などに関する内容が確認できる資料(実施日、受講者数、研修内容、費用など)
- 9. 導入効果の把握に関する書類(介護労働者が実際に記入したアンケートの一例など)
- 10. 「労働者代表選任届」「委任状」(様式例あり)
- 11. 総勘定元帳(現金科目・預金科目)(写)と預金通帳(写)(機器の支払にかかる部分で可)
- 12. その他管轄労働局長が必要と認める書類

★ 支給申請時に、介護福祉機器が計画通りに導入・運用されていることを、必要に応じて現地確認します。

以下に該当する場合には奨励金を支給できません。

- 導入機器を転用、譲渡、売却、解約、改造した場合
- 正当な理由なく機器を設置していない場合、設置しているが使用を停止している場合
- 適正な使用や管理を怠ったことにより機器が使用不可能となった場合
- 機器が計画とは異なる事業所に導入された場合

★ 支給申請書などの記載事項を確認するため、必要に応じて添付書類以外の書類の提出・提示を求めることがあります。これらの確認に協力が得られず、支給要件に照らして支給申請書などの内容に疑義があると認められるときは、奨励金を支給できないことがあります。

★ 奨励金の支給は口座振り込みで行います。支給決定を通知してから、申請のあった口座に振り込まれるまでに期間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

★ 同一の事由により、雇用調整助成金、高齢者職域拡大等助成金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、地域求職者雇用奨励金、地域再生中小企業創業助成金、通年雇用奨励金、重度障害者等多数雇用施設設置等助成金、訓練等支援給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、中小企業緊急雇用安定助成金、特例子会社等設立促進助成金、建設雇用改善推進助成金のいずれかの支給を受けた場合には、奨励金は支給されません。

ご注意

- ★ 雇用保険二事業で実施する助成金制度の適正な運営を図るため、支給申請の際、職業安定機関に対して照会を行い、労働保険料の滞納や各種給付金の不正受給の有無などの内容を確認します。
- ★ 不正受給は犯罪です。偽りその他の不正行為により支給を受けたり、受けようとした場合は、支給決定の取消しや支給金額の全額の返還（年5%の利息を加算）を求めます。また、その後一定期間、雇用保険法に基づくその他の助成金を受給できなくなります。特に悪質なケースは、詐欺罪として刑罰に処せられる場合があります。
- ★ この奨励金の支給制度は、支給要件に合致して初めて支給するものであるため、不支給または支給の取消しがなされた場合でも、行政不服審査法に基づく不服申立て、審査請求を行うことはできません。
- ★ この奨励金は国の助成金制度の一つですので、受給した事業主については、国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合はご協力をお願いします。関係書類については、5年間整理保存してください。

この他にも支給要件や留意点などがありますので、必ずお近くの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。

- ◆申請に必要な各種様式は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/e-top.html>

お問い合わせ先

- ・この奨励金に関するお問い合わせ
都道府県労働局 (<http://www.mhlw.go.jp/link/index.html#roudoukyoku>)
ハローワーク（公共職業安定所） (<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>)
- ・介護福祉機器に関するお問い合わせ
財団法人テクノエイド協会 (<http://www.techno-aids.or.jp/>)
社団法人日本福祉用具供給協会 (<http://www.fukushiyoqu.or.jp/>)
日本福祉用具・生活支援用具協会 (<http://www.jaspa.gr.jp/>)
- ・介護福祉機器の保守契約について
介護福祉機器の各メーカー
- ・導入機器の使用の徹底を図るための研修について
介護福祉機器の各メーカー、財団法人テクノエイド協会
- ・腰痛予防の講習について
(次のパンフレットの内容を「介護労働者雇用管理責任者」などから介護労働者に説明し、周知を図ることもできます)
「介護者のための腰痛予防マニュアル」～安全な移乗のために～
(<http://www.jniosh.go.jp/results/2007/0621/index.html>)
- ・介護情報全般・雇用管理改善相談援助などに関するお問い合わせ
財団法人介護労働安定センター (<http://www.kaigo-center.or.jp/center/>)